

静岡県原子力発電施設等立地地域の
振興に関する計画

平成15年4月

I	原子力発電施設等立地地域の概要	1
1.	原子力発電施設等の名称及び内容	1
2.	立地地域の範囲	2
II	立地地域の振興の基本方針	3
1.	立地地域の現状と問題点	3
(1)	立地地域に関する基本的な事項	3
①	立地地域の概要	3
ア	立地地域の自然的経済的条件の概要	3
イ	立地地域におけるこれまでの電源三法制度の適用、 現在の課題、今後の見通し等	5
ウ	立地地域の社会的経済的発展の方向の概要	8
②	人口及び産業の推移と動向	11
ア	人口の推移と今後の見通し	11
イ	産業構造、各産業別の状況と動向等	12
③	立地地域行財政の状況	14
ア	行財政の現況と動向	14
イ	施設整備水準等の現況と動向	15
(2)	問題点の整理	16
①	交通施設及び通信施設の整備	16
②	農林水産業、商工業その他の産業の振興	18
③	生活環境の整備	21
④	高齢者の福祉その他の福祉の増進	22
⑤	防災及び国土の保全に係る施設の整備	23
⑥	教育及び科学技術の振興	24
2.	立地地域振興の基本方針	26
(1)	当該立地地域の地域振興の基本方針	26
(2)	立地地域のめざすべき基本的方向・考え方	29
III	基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備	31
1.	交通施設及び通信施設の整備の方針	31
2.	基幹的な道路の整備	31
3.	交通確保対策	32

4. 交通安全対策	32
5. 港湾の整備	32
6. 電気通信施設の整備	32
7. 情報化の推進	33
IV 農林水産業、商工業その他の産業の振興	34
1. 産業振興の方針	34
2. 農林水産業の振興	34
3. 農道の整備	35
4. 地場産業の振興	35
5. 企業の誘致対策	35
6. 起業の促進	36
7. 商業の振興	36
V 生活環境の整備	37
1. 生活環境の整備の方針	37
2. 簡易水道、下水処理施設等の整備	37
3. その他生活環境の整備	37
VI 高齢者の福祉その他の福祉の増進	38
1. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	38
2. 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	38
3. 児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	39
VII 防災及び国土の保全に係る施設の整備	40
1. 防災の方針	40
2. 国土保全の方針	40
3. 消防救急施設	40
4. 治山・治水対策等	40
5. 原子力地域防災の増強に資する諸措置(法第7条の措置)の整備	41
(1) 原子力地域防災増強の基本方針	41

(2) 原子力地域防災の増強の内容	41
VIII 教育及び科学技術の振興	44
1. 教育の振興の方針	44
2. 公立小中学校等教育施設の整備	44
3. 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	44
4. 科学技術の振興の方針	45
事業一覧	46

I 原子力発電施設等立地地域の概要

1. 原子力発電施設等の名称及び内容

静岡県小笠郡浜岡町に立地する浜岡原子力発電所は、昭和51年、我が国で7番目の原子力発電所として運転を開始し、現在1号機から4号機まで稼働している。

設備容量は361万7千kW、平成13年度の総発電電力量は209億5千万kWh(送電端)で、その約36パーセントが名古屋・中部圏へ供給され、中部地方の暮らしと産業を支えるエネルギー基地として大きな役割を果たしている。

建設中の5号機が運転を開始する平成17年1月には、設備容量が499万7千kWに達し、単独発電所として全国2番目の規模となり、我が国の原子力発電に大きく貢献することとなる。

原子力発電施設等の名称、所在地及び種類・用途

- (ア) 名称 中部電力株式会社浜岡原子力発電所(1号機～4号機)
- (イ) 所在地 静岡県小笠郡浜岡町佐倉
- (ウ) 種類・用途 商業用原子炉・発電用
- (エ) 施設の設置者 愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社(一般電気事業者)

(オ) 施設の概要

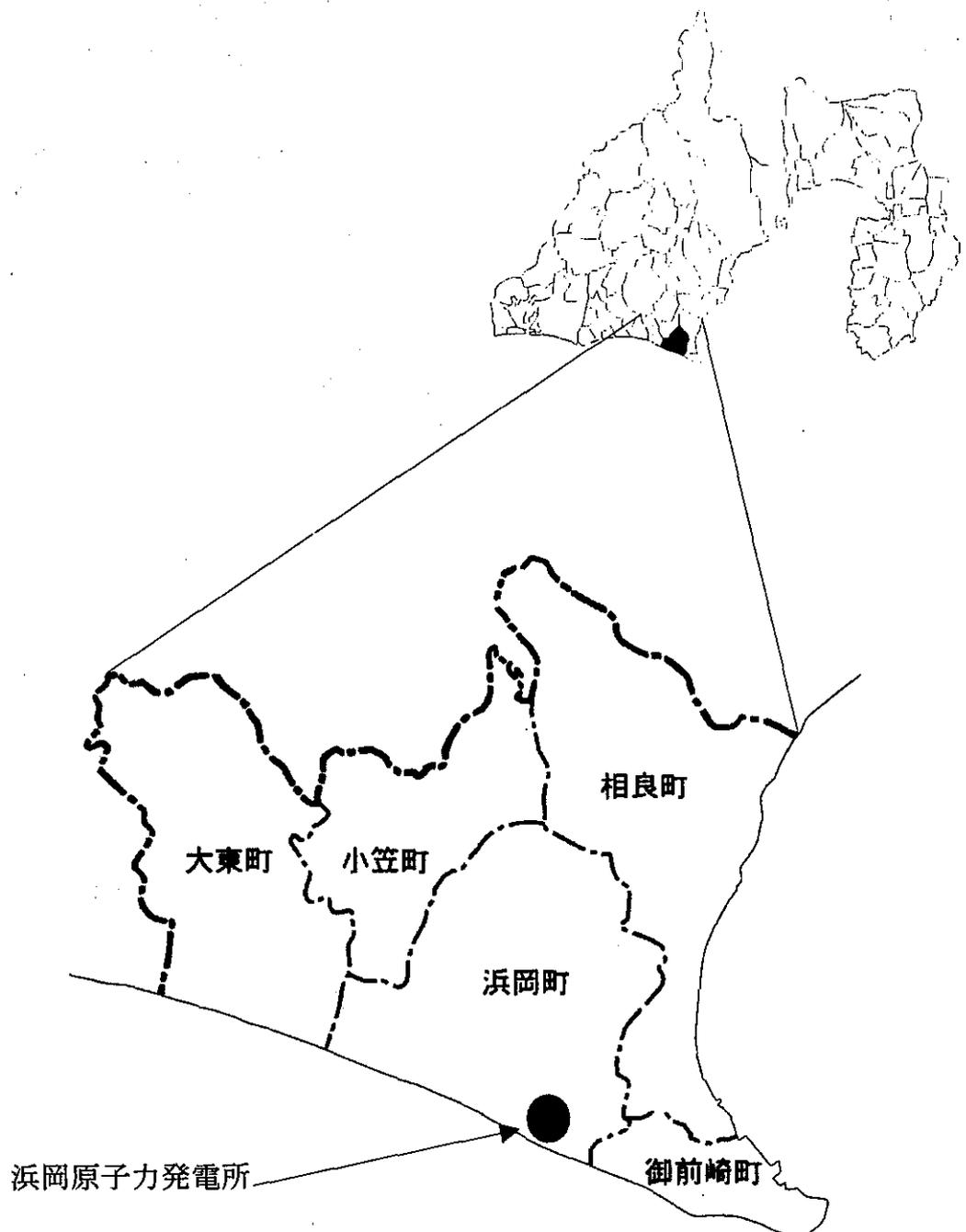
項目	区分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機(参考)
敷地面積		約160万㎡(50万坪)				
原子炉型式		沸騰水型軽水炉 (低濃縮ウラン・軽水減速・軽水冷却)				改良型 沸騰水型軽水炉
電気出力		54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
電調審計画決定		S44. 5. 23	S47. 2. 25	S53. 10. 31	S61. 10. 27	H 9. 3. 27
原子炉設置許可		S45. 12. 10	S48. 6. 9	S56. 11. 16	S63. 8. 10	H10. 12. 25
着工		S46. 3. 1	S49. 3. 5	S57. 11. 18	H元. 2. 22	H11. 3. 19
営業運転開始		S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H 5. 9. 3	H17. 1. 予定
総建設費		約600億円	約1,200億円	約4,000億円	約3,800億円	約3,920億円

*出力の合計 1～4号機=361万7千kW

2. 立地地域の範囲

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」(以下「法」という。)第3条1項に基づき、浜岡町(発電所立地町)及び周辺の御前崎町、相良町、小笠町、大東町の5町を原子力発電施設等立地地域(以下「立地地域」という。)とする。

図-1 計画対象地域



II 立地地域の振興の基本方針

1. 立地地域の現状と問題点

(1) 立地地域に関する基本的な事項

① 立地地域の概要

立地地域は、県中部地区に位置し、総人口は、99,648人(平成12年国勢調査)で、総面積は、200.08k㎡(平成11年全国都道府県市町村面積調)である。

[自治体の概要]

	浜岡町	御前崎町	相良町	小笠町	大東町	5町計	県全体に 占める 割合(%)	県合計
人口(人)	24,490	11,569	26,290	15,508	21,791	99,648	2.6	3,767,393
一般世帯数(世帯)	7,692	3,193	7,215	4,407	6,266	28,733	2.2	1,278,668
就業者人口(人)	13,957	6,677	15,154	8,869	12,622	57,279	2.9	1,979,870
第1次産業	1,852	950	2,672	1,049	1,771	8,294	7.7	107,610
第2次産業	6,050	2,765	6,322	4,679	6,332	26,148	3.6	731,764
第3次産業	6,055	2,962	6,060	3,141	4,519	22,737	2.0	1,140,496
面積(k㎡)	53.57	12.18	57.98	30.36	45.99	200.08	2.6	7,779.33
可住地面積(k㎡)	38.74	10.44	40.21	22.71	35.62	147.72	5.5	2,670.77
人口密度(人/k㎡)	632	1,108	654	683	612	675	—	1,411
⑫歳出決算額(百万円)	11,888	4,809	8,696	6,604	8,803	40,800	6.6	1,296,576
⑬標準財政規模(百万円)	8,477	2,627	5,922	3,788	5,276	26,090	6.5	809,152
⑭財政力指数*	1.49	0.57	0.70	0.49	0.74	0.80	—	0.67

人口・世帯数—平成12年国勢調査、面積—平成11年国土地理院調、財政指標—平成12年度県統計
 ※財政力指数は平成10年度から平成12年度の3ヶ年平均

ア 立地地域の自然的経済的条件の概要

(ア) 自然的条件

立地地域は、大陸棚がやや発達した遠州灘と急峻な駿河湾を分断するように太平洋に突き出た御前崎(静岡県最南端)を頂点とする三角形の総面積約200平方キロメートルの地域である。

この地域はユーラシアプレート上にあって、褶曲した海底堆積岩が露出した御前崎とその西側の強い黒潮沿岸流で形成された砂州に抱かれた堆積層からなる海岸平野部で構成された特徴的な一体性のある地形を示している。

この太平洋に突き出た地域は、海洋の影響を受けて年平均気温は16℃位で、冬季の日照時間も長く、夏季は高温多湿だが、海陸風により日中の気温がそれほど高くない。

ただし、冬の季節風は「遠州のからっかぜ」と呼ばれ、西よりの風

が強く、10m/s 以上の風が数時間以上続くことはめずらしくない。10m/s 以上となる年間日数（約 123 日）の 5 割が 12～3 月に集中している。

(イ) 経済的条件

立地地域の 5 町は、一体性のある海洋性の温暖な気候、豊かな自然を背景に、古くから農業を中心とした経済圏が形成してきている。

立地地域の幹線道路としては、南部の海岸線に沿った国道 150 号がある。北側には東名高速道路が通っており、地域内のインターチェンジは、相良牧之原 I C の 1ヶ所である。横軸となる幹線道路を結ぶ形で、国道 473 号や県道掛川浜岡線、県道掛川大東線等の主要地方道、一般県道等が縦走して網目状の道路ネットワークを形成している。

御前崎港は、浜岡原発の使用済燃料の積出港であるとともに、地域内で生産される自動車の輸出港にもなっている。

近年の動向としては、浜岡町への大型ショッピングセンターやホームセンターなどの進出による浜岡商圏の形成、相良町や大東町における大規模の工業団地の整備による雇用創出などが主なものとしてあげられる。

(ウ) 社会的条件

この地域には鉄道が通っていないため、交通手段は陸路が主体となっており、自家用車、バスなどでの移動が主流である。バス路線は、しずてつジャストライン、相良営業所を中心とする萩間線や鬼女新田（きじょしんでん）線、浜岡営業所を中心とする浜岡循環線がある他、御前崎線、大坂線等が地域内の各町を結んでいる。しかしながら、通学・通勤を除いて地域のバス利用は減っており、道路網を利用した自家用車での移動、トラックによる物流によって、日常生活、産業活動の両面における 5 町の一体的な結びつきが強くなっている。

立地地域内には高等学校が 3 校あり、地域内の進学者は当該校と周辺の地域外の高等学校へ進学している。

消防施設、廃棄物処理、火葬場を浜岡、相良、御前崎の 3 町の行政組合が実施しているほか、小笠と大東と地域外市町による火葬場運営や、東遠広域施設組合によるし尿処理場は立地地域全域を含み運営されている。

イ 立地地域におけるこれまでの電源三法制度の適用、現在の課題、今後の見通し等

(ア) 電源三法交付金制度の適用状況

電源三法交付金制度の立地地域における適用実績は、昭和 50 年度より平成 13 年度までに総額約 518 億円交付されている。このうち、中核をなす電源立地促進対策交付金は約 236 億円が交付され、道路、上水道、教育文化施設、産業振興施設等に充当され、社会生活基盤の向上が図られた。

また、電源立地特別交付金（原子力発電施設等周辺地域交付金枠）は、平成 13 年度までに約 146 億円が原子力発電所の周辺地域の住民、企業等に対して給付金として交付され、生活・生産活動に寄与している。

その他、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金や、地域産業の発掘・育成を支援するための電源地域産業育成支援補助金などが交付されている。

電源立地促進対策交付金 [千円]

	1,2号機 (S50~S53)	3号機 (S58~S63)	4号機 (H1~H10)	小計	5号機※	合計
浜岡町	1,647,936	4,620,000	5,554,322	11,822,258	7,245,000	19,067,258
御前崎町	607,391	1,562,380	2,055,101	4,224,872	2,680,700	6,905,572
相良町	626,425	1,737,620	1,910,649	4,274,694	2,492,300	6,766,994
小笠町	192,070	660,000	794,286	1,646,356	1,036,000	2,682,356
大東町	192,070	660,000	794,286	1,646,356	1,036,000	2,682,356
合計	3,265,892	9,240,000	11,108,644	23,614,536	14,490,000	38,104,536

※平成 12 年度から平成 17 年度交付のため計画額

電源立地特別交付金（原子力発電施設等周辺地域交付金枠） [千円]

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
交付金額	915,747	930,883	1,949,830	2,022,756	2,134,363

※過去 5 年分の交付実績

(イ) 立地地域の課題

立地地域において各町に共通する主な課題は以下の通りである。

・自然環境の保全

立地地域は駿河湾と遠州灘に囲まれる海岸線と、牧の原台地により形成されており、特に浜岡砂丘と御前崎を有する観光資源は、自然環境の保全が図られて始めてその価値が見出せるものである。

・交通基盤の整備

立地地域には、東名高速道路相良牧之原インターチェンジが北端部に位置するほか、隣接する市町にＪＲ東海道新幹線やＪＲ東海道本線の駅が整備されているが、これら交通基盤へのアクセスが十分とは言えない。

整備中の静岡空港も含め、基幹交通への連絡が円滑に行われるような広域交通体系の強化を図ることが重要な課題である。

また、鉄道網を有しない本地域にあっては、鉄道への連絡を含め、日常生活における移動手段としては、自家用車やバスが中心となっている。

近年、自家用車の保有が進み、バス利用が減少しており、バス路線の維持も課題の一つである。

・医療・福祉の充実

健康でいきいきとした生活を送るため、必要な保健・医療サービスが受けられるよう保健医療体制の充実はもとより、保健・医療・福祉の連携によるサービス体制の充実を図る必要がある。

立地地域の65歳以上の高齢者の割合は県平均よりも高くなっており、高齢者が安心して生活できる長寿社会を築くため、高齢者の自立期間を伸ばし、高齢者自身が社会の一員として積極的な役割を果たしていけるよう、ソフト・ハード両面の充実が必要である。

また、社会変化が進む中で、子育ての負担の軽減を図り、障害のある人も豊かで安心して暮らすことの出来るような地域づくりが必要である。

- ・ 社会教育・文化環境の充実

高付加価値の産業の創出など、知識が様々な価値を生む知識社会に移行する中で、生涯にわたって生きがいを持って人生を楽しめるよう、いつでも自分の興味や能力を高められるように、図書館や美術館、運動場などの活動場所の提供や様々な活動に参加できる仕組みづくりが必要である。

- ・ 産業振興対策

産業活動は地域における活性と発展の指標にもなる地域振興において重要な分野であり、立地地域では発電関連の産業を中心としたエネルギー関連技術やこれらに携わる技術者の人材育成など、製造業においては様々な施策が考えられ、新産業の創出などが図られる場の提供が必要である。

また、立地地域の従来からの主要産業である農業・水産などの第一次産業と御前崎や浜岡砂丘といった観光資源を活かした第三次産業など、地域の地理的条件を活かした特徴ある地域づくりのためにはこれらの振興を図る必要がある。

立地地域の住民が安心して生活することが出来る安定した雇用を確保するために産業基盤の整備が図られるよう施策を講じていく必要がある。

(ウ) 今後の見通し

立地地域には交通基盤や医療施設など一体的に取り組むべき課題があり、市町村合併の協議が進む中、恒久的かつ広域的な視点から今後の振興策を図る必要がある。

ウ 立地地域の社会的経済的発展の方向の概要

(ア) 産業構造上の変化

第一次産業は一体性のある海洋性の温暖な気候、豊かな自然を背景に、農業を中心とした経済圏が定着しており、茶、メロン・苺、花き等の施設園芸、さつまいも、米が主要作物で農家一戸当たりの生産農業所得（239万円）は県平均（165万円）より高く、県内有数の農業地帯を形成している。また、御前崎港を始めとして、駿河湾に面する2町においては隣接する地頭方、相良を含めた3港で漁業が営まれている。

第二次産業は、相良町、大東町における工業団地による企業誘致や電力関連の企業の発展が進んでいる。外部からの人口の流入も含め従事者は第一次産業から第二次産業への移行が進み、従事者割合は昭和50年の31.1%から平成12年度の45.8%へと大きな伸びを示しており、中心産業へと変わりつつある。

第三次産業は御前崎や浜岡砂丘における観光業から浜岡を中心とした商業圏への発展へ流れが進んでいる。これにより、商業及び電力を含めたサービス業の従事者数は安定した伸びを示している。

(イ) 地域の経済的な産業立地特性

立地地域は、浜松市と静岡市の中間に位置し、比較的豊かな土地資源を生かして、各町において製造業の優良な大企業等の生産工場の立地をみている。しかしながら、情報関連産業の立地は比較的少なく、創業者支援や研究開発型のベンチャー企業の育成など、長期的に産業振興を図る面では、都市部を中心とする県内他地域に比べて立ち遅れている状況にある。

商業等サービス産業については、各町とも中心部の既存商店街が沈滞傾向となっており、賑わいの創出など活性化が共通の課題となっている。一方で郊外型の大規模ショッピングセンターの立地が進んでおり、今後こうした動きが加速する傾向にあるため、空洞化が進行する可能性が高いといえる。

(ウ) 国、県の総合計画等における位置づけ

a 全国総合開発計画－21世紀の国土のグランドデザイン－
(平成10年)

国は、21世紀における精神的豊かさを重視した多軸型の国土構造を形成することを目指し、自立の促進と誇りの持てる地域の創造、国土の安全と暮らしの安全の確保、恵み豊かな自然の享受と継承、活力ある経済社会の構築、世界に開かれた国土の形成を基本的課題に掲げている。

また、計画の実現に向けた取組みとして「参加と連携」による国土づくり、国土基盤投資の計画的推進、制度・体制の整備を掲げ、特に地域づくりに当たっては、国、地方公共団体、住民等の多様な主体の責任ある参加や地域間の連携の推進の必要性を示している。

この中で、中部地域は我が国の中央に立地し、「先端的産業技術の世界的中枢としての役割を果たし、全世界を対象に多様な交流が活発に行われる地域」となることが期待されるとしている。

なお、当該立地地域を含む圏域東部地域は、地域整備の基本方向を「産業創出の風土の下で独創性のある多彩な産業が育まれるとともに、地域産業と関連した分野の文化活動等を通じた交流が活発に行われる、世界に開かれた自立性の高い圏域となることを目指す」としている。

また、施策の展開方向において、東海地震等大規模地震等による災害に備えるため、防災施設の整備や防災体制の強化を図るとともに、交通体系への重大な影響を回避するため、幹線交通の集中している地域において災害対策を推進するほか、交通ネットワークの多重化、多元化を図ることとしている。

b 中部圏基本開発整備計画（第4次、平成12年）

中部圏基本開発整備計画において当該立地地域は、「中部圏の生活・産業活動に不可欠な電力供給を行う原子力発電所等の立地地域の重要性にかんがみ、その自立的かつ持続的な発展が可能となるよう、関係機関が連携を図りながら、産業振興、住民福祉の向上等における地域の主体的な取組をソフト・ハード両面にわたり支援することとしている。

c 静岡県総合計画 魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン

—富国有徳、しずおかの挑戦—（平成14年4月）

静岡県は、平成14年4月に新しい総合計画を策定し、この中で県民の幸福の増進に資すると同時に、我が国や世界にも貢献するため、直面する課題や危機の克服に向けた強い関心と呼び起こす基本理念として、「富国有徳」の魅力ある地域づくりを掲げている。

この基本理念の実現に向けた施策の進め方の基本的な考え方として次の3つを掲げている。

- ・ 自然環境・社会システム・社会資本のバランスのとれた整備・充実を進める
- ・ 世界レベルのしずおかの“魅力”をつくり、磨き、発信する
- ・ 県民を主役に、県民と行政の“協働”を進める

また、分野別の施策の基本方向として次の7つを掲げている。

- ・ 「環境の世紀」を開く“持続可能な社会”づくり
- ・ 健康で心ふれ合う“安心社会”づくり
- ・ 地震災害・事故・犯罪などに備えた“安全社会”づくり
- ・ 独創性のある“元気な産業”づくり
- ・ 世界に広がる“出会いと交流”の基盤づくり
- ・ 未来を拓くために何ができるか“意味ある人”づくり
- ・ “多彩な自己表現”の機会づくり

なお、静岡県総合計画地域編においては、原子力発電所の立地に伴い、周辺環境の監視体制と防災体制の強化を図ることとし、静岡空港の臨空地域として、環境と共生した地域づくり、新しい臨空型産業の創出とロジスティック産業の集積、交流機会の創出、国内外の交流を通じた人づくり、学術・文化・スポーツの交流化の促進を図ることとしている。

② 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

立地地域は約10万人（平成12年度国勢調査）の人口を有しており、静岡県全体の2.6%にあたる。昭和50年からの人口動態は国や県の動向と同じく、少子・高齢化が進んでいる。

〔単位：人〕

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成22年
浜岡町	18,620	19,851	22,155	22,891	23,547	24,490	24,373
0～14	4,315	4,378	4,853	4,748	4,460	4,114	3,688
15～64	12,120	12,088	14,474	14,868	15,122	15,962	14,889
65～	2,185	3,393	2,794	3,270	3,937	4,414	5,796
世帯数	4,193	5,209	6,527	6,605	6,976	7,706	7,662
御前崎町	10,710	10,915	11,324	11,346	11,769	11,569	11,596
0～14	2,510	2,479	2,408	2,122	2,026	1,872	1,678
15～64	7,045	7,213	7,520	7,592	7,776	7,401	6,903
65～	1,150	1,223	1,396	1,632	1,967	2,296	3,015
世帯数	2,385	2,539	2,756	2,874	3,156	3,195	3,177
相良町	25,285	25,527	26,316	26,597	26,877	26,290	26,519
0～14	5,475	5,454	5,683	5,312	4,959	4,214	3,777
15～64	16,940	16,799	17,039	17,049	16,887	16,423	15,319
65～	2,855	3,274	3,594	4,235	5,031	5,653	7,423
世帯数	5,708	5,916	6,184	6,557	7,072	7,217	7,176
小笠町	11,465	12,150	13,047	13,903	15,659	15,508	15,447
0～14	2,430	2,789	2,964	2,776	2,810	2,560	2,295
15～64	7,650	7,753	8,285	9,042	10,306	10,118	9,438
65～	1,375	1,608	1,798	2,084	2,543	2,829	3,715
世帯数	2,538	2,731	2,965	3,273	4,293	4,421	4,396
大東町	17,510	18,241	19,139	20,156	20,995	21,791	21,750
0～14	3,965	4,082	4,451	4,183	3,898	3,536	3,169
15～64	11,460	11,734	12,013	12,946	13,447	14,159	13,207
65～	2,085	2,424	2,675	3,027	3,650	4,092	5,373
世帯数	3,913	4,292	4,586	5,252	5,683	6,274	6,238
立地地域計	83,590	86,692	91,981	94,893	98,847	99,648	99,685
0～14	18,695	19,182	20,359	19,141	18,153	16,296	14,607
15～64	55,215	55,587	59,331	61,497	63,538	64,063	59,756
65～	9,650	11,922	12,257	14,248	17,128	19,284	25,323
世帯数	18,737	20,687	23,018	24,561	27,180	28,813	28,649
県合計	3,308,810	3,446,804	3,574,692	3,670,840	3,737,689	3,767,393	3,746,000
0～14	827,990	832,816	795,418	694,558	619,445	568,986	510,000
15～64	2,219,260	2,301,206	2,411,753	2,530,257	2,564,385	2,532,256	2,362,000
65～	261,280	312,527	367,136	444,279	553,530	665,574	874,000
世帯数	868,333	969,904	1,033,037	1,117,693	1,204,189	1,280,984	1,273,710

出典：〔国勢調査報告〕

※ 平成22年度の推計値は県の総合計画「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン」（平成14年3月）による推計をもとに人口で按分して算出

イ 産業構造、各産業別の状況と動向等

立地地域における就業人口総数（平成12年）は、57,279人で、第一次産業 8,294人（14.5%）、第二次産業 26,248人（45.8%）第三次産業 22,534人（39.3%）であり、静岡県全体の構成に比べ、第一次・第二次産業の割合が高い特徴を持っている。

原子力発電所運転開始当初は、農業を主とした第一次産業中心の産業構造を形成していたが、製造業を主とした第二次産業を中心とした構造に大きく推移している。第二次産業と第三次産業の構成比率は各町により若干の特徴による差異があるものの、第一次産業者の第二次・第三次産業への移動は一貫して同様の傾向を示している。

農業は、茶、メロン・いちご、花き等の施設園芸、米、畜産物が主要作物で、農家一戸当たりの生産農業所得（239万円）も県平均（165万円）より高く、県内有数の農業地帯を形成している。特に、茶は、粗生産額が県全体の茶粗生産額（734億9千万円）の14.2パーセント、温室メロン（県生産額日本一）は県全体（145億7千万円）の13.7パーセントを、いちごは県全体（119億1千万円）の20.2パーセントを占める一大産地となっている。

工業団地造成による企業の誘致により各町とも第二次産業の従事割合及び人口増加につながっている。浜岡町や大東町においては、大型ショッピングセンターの進出などにより、第三次産業の伸びを示している。御前崎町は観光業を主体としたサービス業が盛んであり、第三次産業が依然として主体である傾向に変わりはない。相良、大東町は、工業誘致に主体をおいたまちづくりによって、第二次産業の伸びが顕著に現れており、周辺からの通勤もあることから、小笠町など周辺町の従事者割合にも影響を与えている。

産業構造の推移:産業別就業人数

[千人、()内は%]

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
浜岡町	10,185	11,339	11,339	13,111	13,455	13,957
第一次産業	3,825 (37.6)	3,129 (27.6)	3,129 (27.6)	2,416 (18.4)	2,120 (15.8)	1,852 (13.3)
第二次産業	3,130 (30.7)	4,274 (37.7)	4,274 (37.7)	5,559 (42.4)	5,608 (41.7)	6,050 (43.3)
第三次産業	3,225 (31.7)	3,928 (34.6)	3,928 (34.6)	5,079 (38.7)	5,712 (42.5)	5,925 (42.5)
御前崎町	5,590	6,015	6,015	6,554	6,890	6,677
第一次産業	1,965 (35.2)	1,846 (30.7)	1,846 (30.7)	1,270 (19.4)	1,159 (16.8)	950 (14.2)
第二次産業	1,045 (18.7)	1,578 (26.2)	1,578 (26.2)	2,474 (37.7)	2,841 (41.2)	2,765 (41.4)
第三次産業	2,570 (46.0)	2,591 (43.1)	2,591 (43.1)	2,795 (42.6)	2,888 (41.9)	2,962 (44.4)
相良町	13,130	14,093	14,093	15,052	15,363	15,154
第一次産業	4,635 (35.3)	4,327 (30.7)	4,327 (30.7)	3,382 (22.5)	2,975 (19.4)	2,672 (17.6)
第二次産業	3,690 (28.1)	4,657 (33.0)	4,657 (33.0)	6,004 (39.9)	6,166 (40.1)	6,422 (42.4)
第三次産業	4,725 (36.0)	5,105 (36.2)	5,105 (36.2)	5,566 (37.0)	6,203 (40.4)	6,047 (39.9)
小笠町	6,580	6,784	6,784	7,601	9,005	8,869
第一次産業	2,395 (36.4)	2,103 (31.0)	2,103 (31.0)	1,356 (17.8)	1,262 (14.0)	1,049 (11.8)
第二次産業	2,250 (34.2)	2,647 (39.0)	2,647 (39.0)	3,748 (49.3)	4,692 (52.1)	4,679 (52.8)
第三次産業	1,920 (29.2)	2,031 (29.9)	2,031 (29.9)	2,474 (32.5)	3,042 (33.8)	3,109 (35.1)
大東町	9,665	10,283	10,283	11,546	12,186	12,622
第一次産業	3,340 (34.6)	2,816 (27.4)	2,816 (27.4)	2,016 (17.5)	1,904 (15.6)	1,771 (14.0)
第二次産業	3,915 (40.5)	4,570 (44.4)	4,570 (44.4)	5,853 (50.7)	6,241 (51.2)	6,332 (50.2)
第三次産業	2,400 (24.8)	2,889 (28.1)	2,889 (28.1)	3,415 (29.6)	4,013 (32.9)	4,491 (35.6)
立地地域	45,150	48,514	48,514	53,864	56,899	57,279
第一次産業	16,160 (35.8)	14,221 (29.3)	14,221 (29.3)	10,440 (19.4)	9,420 (16.6)	8,294 (14.5)
第二次産業	14,030 (31.1)	17,726 (36.5)	17,726 (36.5)	23,638 (43.9)	25,548 (44.9)	26,248 (45.8)
第三次産業	14,840 (32.9)	16,544 (34.1)	16,544 (34.1)	19,329 (35.9)	21,858 (38.4)	22,534 (39.3)
県合計	1,643,640	1,743,584	1,839,532	1,966,117	2,040,327	2,013,164
第一次産業	209,260 (12.7)	184,399 (10.6)	164,154 (8.9)	136,119 (6.9)	125,084 (6.1)	107,709 (5.4)
第二次産業	646,390 (39.3)	689,019 (39.5)	741,259 (40.3)	798,637 (40.6)	792,120 (38.8)	755,887 (37.5)
第三次産業	776,105 (47.2)	869,646 (49.9)	798,637 (43.4)	1,029,408 (52.4)	1,119,803 (54.9)	1,139,711 (56.6)

出典:[国勢調査報告]

③ 立地地域行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

発電所立地町の固定資産税や立地町・隣接町への電源三法交付金など、立地地域においては原子力発電所関連の収入による財政への影響は大きい。財政力指数は立地地域では0.80で県平均の0.67を上回っている。経常収支比率は、立地地域で68.6%と県平均の75.2%を大きく下回っており、財政構造は弾力性の高い状態で、町毎には差はあるものの、すべてが県平均以下を維持している。

主要な財政分析指標(平成12年度)

[百万円、%]

	歳入総額	歳出総額	地方税	財政力指数※	経常収支比率
県全体	1,361,593	1,296,576	612,698	0.67	75.2
立地地域	44,219	40,800	18,010	0.80	68.6
浜岡町	13,508	11,888	7,793	1.49	52.5
御前崎町	5,136	4,809	1,354	0.57	74.8
相良町	9,186	8,696	3,926	0.70	75.0
小笠町	6,998	6,604	1,592	0.49	73.4
大東町	9,391	8,803	3,345	0.74	67.2

※ 財政力指数は平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均

出典:[市町村財政の状況]

財政状況の動向

[百万円、%]

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	県	立地地域	県	立地地域	県	立地地域	県	立地地域
歳入総額	761,948	25,633	1,152,452	35,842	1,305,065	42,064	1,361,593	44,219
歳出総額	722,373	24,191	1,091,899	34,068	1,244,920	39,288	1,296,576	40,800
地方税	385,750	8,785	526,492	14,310	603,948	19,522	612,698	18,010
財政力指数	0.70	0.73	0.73	0.85	0.73	0.90	0.67	0.80
経常収支比率	69.6	68.2	62.1	55.2	71.9	63.3	75.2	68.6

出典:[市町村財政の状況]

イ 施設整備水準等の現況と動向

立地地域では、これまで原子力発電所立地に伴う税収や電源三法交付金の充当などにより、各種の社会基盤の整備が進められてきた。この結果、下水道施設以外は、県平均以上の整備水準となっている。

平成 12 年度施設整備状況

		県	立地地域	浜岡町	御前崎町	相良町	小笠町	大東町
市 町 村 道	平均幅員 (m)	5.3	5.7	7.4	5.6	5.4	4.9	5.0
	改良率(%)	52.9	67.1	86.4	86.3	56.8	41.1	64.9
	舗装率(%)	79.1	79.0	81.2	92.9	90.4	65.8	64.6
上水道 普及率(%)		97.5	99.7	98.6	100.0	99.9	100.0	100.0
汚水 衛生処理率(%)		45.8	16.8	41.3	7.9	10.1	15.9	9.0
し尿 衛生処理率(%)		99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ごみ処理 実施率(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
幼稚園・保育所 施設充足率(%)		131.6	159.8	172.7	153.2	146.2	131.3	195.7

出典：[市町村財政の状況]

施設整備の動向

		昭和 5 0 年		昭和 5 5 年		昭和 6 0 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 1 2 年	
		県	立地地域	県	立地地域	県	立地地域	県	立地地域	県	立地地域	県	立地地域
市 町 村 道	改良率	21.7	26.2	27.2	35.3	36.0	48.8	46.1	60.4	56.2	65.0	52.9	67.1
	舗装率	26.9	30.0	42.6	44.6	58.0	64.8	72.7	75.2	82.8	77.0	79.1	79.0
上水道普及率		90.9	95.5	96.6	98.5	98.0	99.4	97.1	99.2	97.2	99.5	97.5	99.7
し尿衛生処理率		84.4	68.3	94.0	90.4	96.7	97.0	100.0	100.0	99.2	100.0	99.6	100.0
ゴミ処理実施率		94.1	78.8	97.0	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
幼稚園保育所施設充足率		76.3	100.1	95.9	113.5	108.3	118.8	116.2	125.5	131.9	146.9	131.6	159.8

出典：[市町村財政の状況]

(2) 問題点の整理

① 交通施設及び通信施設の整備

ア 交通施設及び通信施設の整備の方針

(交通施設)

道路、鉄道などの交通基盤は、地域内相互の交流を促進させるだけでなく、県内外や海外の他地域との人・もの・情報の交流のための重要な社会基盤となっている。

一方、世界的な規模での大交流・大競争の時代を迎え、全国的に空港、高速道路、新幹線などの高速交通体系が整備される中、これまで交通至便といわれた本県も大都市圏の中間に位置する通過地域の印象があり、このままでは高速交通網の狭間の個性に乏しい地域になっていく恐れもある。

立地地域は、太平洋岸のほぼ中間に位置し、地域の北端部には東名高速道路相良牧之原 I C、東南端に御前崎港が位置するほか、北側隣接地には静岡空港の整備が進んでいる。

また、鉄道については、地域の北西側に隣接する菊川町や掛川市に J R 東海道本線駅、掛川市には J R 東海道新幹線駅が整備されている。

しかしながら、立地地域においては、こうした高速・広域交通網とのアクセスは必ずしも充実しているとは言いがたく、静岡空港の建設や御前崎港の整備とともに、これらの交通基盤へのアクセスの充実が求められている。

また、御前崎港は、自動車、楽器等県内で最も工業集積の高い浜松市を中心とした県西部地域を背後にし、自動車等の交通機関による大気汚染など環境負荷が懸念される中、モーダルシフト（輸送手段の転換）を促進する物流拠点としての役割も期待されている。

(地域内交通体系)

道路などの交通基盤は、地域経済の健全な発展に寄与する社会基盤であるだけでなく、通勤・通学、買物など地域住民の日常生活に不可欠なものであり、環境や景観に配慮しつつ着実な整備を進めていく必要がある。

また、高齢者や障害がある人などだれもが安全で快適に社会参加できるように、歩道や交通安全施設の整備などにあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備が求められるとともに、不幸な交通事故を撲滅するため交通安全意識の高揚等も重要になっている。

さらに、想定される東海地震等に備え、道路等の交通施設の耐震化や緊急輸送体制の整備も必要となっている。

(通信施設)

立地地域においては、高速通信網である ADSL が整備され、また、浜岡町においては、インターネット接続が可能な CATV 網が整備されるなど、ブロードバンドによるインターネット接続が可能となっている。

行政・公共分野の情報化の面では、ホームページを利用した行政情報や観光情報などの提供が行なわれているが、申請・届出等に限らず行政手続全般にわたるオンライン化等電子自治体の構築推進、地方公共団体を相互に接続する L G W A N や町内の公共施設を相互に接続する地域公共ネットワークの整備が課題となっている。

イ 基幹的な道路の整備

港湾（御前崎港）と高規格幹線道路（東名高速）、空港（静岡空港）を連結し、人・物・情報が行き交う動脈となる国道 150 号と国道 473 号の整備を積極的に進める必要がある。

鉄道のない当該地域においては、県道および市町村道は、地域にとって不可欠な生活道路であるとともに、緊急時の避難路・輸送路としても早期に整備を進める必要がある。

ウ 交通確保対策

立地地域のバス路線は、しずてつジャストライン相良営業所を中心とする萩間線や鬼女新田線、同浜岡営業所を中心とする浜岡循環線がある他、御前崎線、大坂線等が地域内の各町を結んでいる。

乗合バスの輸送人員は、減少傾向にあり、生活交通としてのバス路線の維持確保が課題となっている。

エ 交通安全対策

交通安全対策上重要な道路の整備については、安心して安全な通行の確保はもとより、近年はバリアフリーや景観に配慮した快適な道づくりが求められている。立地地域の道路は、通勤・通学、産業活動等住民の日常生活に不可欠であり、交通安全意識の高揚策とともに積極的に整備を進める必要がある。

オ 港湾の整備

当地域に位置する重要港湾御前崎港は、静岡県西部地域の貨物を中心に取扱っており、特に近年は完成自動車輸出が順調に伸び、平成 13 年の取扱貨物量は、過去最高の 252 万トンに達している。

完成車輸出については、さらに増やしたいという企業の意向があり、今後も増加する見込みである。

また、背後圏企業からのコンテナ取扱要請が強いため、県内唯一のコンテナ取扱い港である清水港の補完的な役割を果たしながら、コンテナも取扱っていく計画である。

② 農林水産業、商工業その他の産業の振興

(地域経済)

これまで地域経済を支えてきた農業・水産業、製造業、小売業は、長引く景気の停滞や中国をはじめとしたアジア諸国との競争の激化などから、非常に厳しい状況におかれており、地域経済の停滞感が一段と増してきている。

特に、大企業と取引関係にある中小製造業は、大企業の海外移転や生産拠点の国内再編などに伴い、受注の減少や相次ぐコストダウンを迫られており、海外移転や倒産・廃業を余儀なくされ、地域経済の空洞化が懸念されている。

また、国内外での価格競争や従事者の高齢化に悩む農業・水産業、中小小売業も構造的な問題に直面しており、こうした産業の再活性化も大きな課題となっている。

(農業)

食料が人間の生命の維持に欠くことのできないものであり、かつ、健康で充実した生活の基盤として重要なものであることにかんがみると、安心・安全な食料を合理的な価格で提供する農業は、今後も重要な産業であるといえる。

担い手や農地の減少などにより、農業生産の規模が縮小傾向にある一方で、地域で生産された農産物に対する消費者の期待は年々高まっている。立地地域は、茶、メロン、いちごなど本県特産物の主要産地であり、今後もこれら特産物の生産を維持拡大し、消費者の期待に応えていくため、中心となる担い手の育成、生産効率を高めるための基盤の整備や技術の確立・普及、環境への負荷を軽減した生産方式の導入等が課題となっている。

また、豊かな自然を有する里山、水田、ため池等立地地域の特色ある農村景観をだれもが楽しめる憩いの場として保全していくことが望まれている。

(林業)

立地地域の林業は、小規模に加え、木材需要の減少、安価な外国産材の輸入による木材価格の低迷等により、林業への意欲が低下し、保育の遅れによる森林の機能の低下が懸念されている。

一方、森林に対する期待は、県土の保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収源等の多面的な機能の発揮が求められるようになってきている。

このような状況を踏まえ、間伐材の利活用等、林業の振興を図るとともに、当地域の実情に応じた森林の多面的機能の発揮を確保するため適正な整備を推進する必要がある。

特に、海岸線に沿った松林は、飛砂防備をはじめ、保健休養等の機能の発揮が期待されることから、松くい虫被害対策の推進を図る必要がある。

(水産業)

立地地域の沿岸域には黒潮の影響を受けた豊かな漁場が形成され、様々な漁業が営まれている。地域内には御前崎町に御前崎漁協、相良町に地頭方漁協、相良町漁協、坂井平田漁協の4つの漁業協同組合がある。漁業の種類は遠洋から沿岸まで多岐にわたり、沿岸漁業では一本釣漁業、刺網漁業、シラス船曳網漁業、小型定置網漁業、採貝・採藻漁業が主体となっている。立地地域の漁獲量が多い魚種はカツオ、マグロ類、シラスであり、ヒラメ、マダイ等の栽培漁業対象魚種も県全体の漁獲量に占める割合は高い。しかし、漁獲量の減少や魚価の低迷など、水産業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。また当該地域はかつて本県有数の磯根漁場であったが、昭和60年頃から磯焼け現象が確認され、現在ではごく一部の海域を除いてほとんどの海藻群落が消滅している。このため、サガラメ等の海藻の水揚げが急減したほか、海藻類を餌とするアワビや海藻群落を産卵場やすみかとする魚類等の資源量も急減し大きな問題となっている。

(農道)

広域農道をはじめ基幹的な農道は、平成12年度までにほぼ、1,400kmが整備とともに供用開始され、管理機械の導入による労力の節減や移動時間の短縮による作業性の向上等から、早期に整備を図っていく必要があり、また住民の暮らしの利便性の向上にも資する。

(地場産業)

地場産業は県内の製造業全体に対し、事業所数で約4割、従業員数で3割弱、出荷額で2割を占め、生活の質的向上や雇用機会の提供等の面で地域社会、経済の発展に寄与している。

こうした中、家具、繊維、サンダルなど多くの地場産業では、消費者ニーズの多様化や高齢化、少子化の進行など、消費構造の変化や中国、東南アジアからの安価な製品との競合により経営が厳しい状況にあるほか、経営革新のためのITの導入やマーケティングへの取組みの遅れなどが問題点となっている。

(企業誘致)

中国をはじめとするアジア諸国の技術力・競争力が高まり、国際競争が激化する中、企業の海外移転により、生産額の減少や設備投資の抑制など、産業の空洞化が懸念されており、企業誘致は厳しい状況におかれている。このため、産業基盤の整備に加え、優遇策の積極的な活用や地域特性をアピールすることにより、競争力のある高付加価値型の企業や雇用の確保に貢献する企業を誘致していく必要がある。

(起業)

産業の情報化、高度技術化が進む中で、企業の新分野や成長分野への進出を促進していくとともに、ITや先端技術を活かした新事業・新産業の創出やベンチャー企業の育成を進めていくことが求められている。

このため、新しい才能を評価し、挑戦をサポートする体制や、起業家が高く評価される社会風土をつくる必要があるとなっている。

(商業)

商業は、地域住民の生活を支える基盤を形成することから、地域住民のライフスタイルや人口構成等の実態を見据え、消費者ニーズに対応した商業の育成・振興が求められる。

特に今後は、高齢社会の進展や生活者の価値観・ライフスタイルの多様化、個性化の進展などの時代の変化に対応した多様な商業サービスを育成していく必要がある。

また、既存の商店街や郊外型大型店舗、沿道型商業施設等、様々な商業施設がそれぞれの特色や役割を分担し、魅力ある商業ゾーンを形成したり、地域のリーダーとなる意欲ある商業者を育成するなど、時代のニーズに即した商業の振興を図る必要がある。

③ 生活環境の整備

本地域の街路、下水道、都市公園等の都市基盤の整備状況は、県平均を下回っていることから、今後とも都市基盤の計画的な整備を推進する必要がある。

また、農村地域における下水道施設整備は、都市地域に比べて著しく遅れており、平成12年度の農村地域整備状況調査でも、「生活排水処理施設」に対する要望が高いことから、今後も一層生活環境整備に取り組んでいく必要がある。

(簡易水道)

立地地域の水需要に対応するため、県の策定した「大井川地域広域的水道整備計画」に基づき、長島ダムを水源とする大井川広域水道用水供給事業（企業団営）の整備が進められている。

また、各町の水道事業も事業計画に基づき施設整備を図っており、立地地域の水道水の安定供給に努めている。

(下水道)

5町のうち、公共（特環）公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施しているのは浜岡町と大東町の2町だけで、他の3町は未着手であり、この地域における汚水処理施設の整備状況は県下の他の地域に比べて大きく遅れている。

	行政人口 (千人)	公共（特環）下水道			農業集落排水事業	
		着手	供用	普及率	着手	供用
浜岡町	24.5	○	○	56.0%	○	○
御前崎町	11.6	無	—	—	—	—
相良町	26.3	未	未	0.0%	—	—
小笠町	15.5	未	未	0.0%	未	未
大東町	21.8	○	○	16.5%	○	○

(廃棄物処理)

生活様式の高度化、多様化により、廃棄物の排出量が増加することが予想される。この状況に対応するため、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに取り組んでいくとともに、廃棄物処理施設の計画的整備を行うことが必要である。

④ 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(高齢者福祉)

急速な高齢化の進展に伴い、健康ではつらつとした高齢者が増えるとともに、75歳以上の後期高齢者やひとり暮らし高齢者等が増え、要介護者が増加することが予想される。

こうした中で、高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくりの推進、また質の高い介護サービスと地域に根ざした保健・福祉サービスの提供が必要となっている。

(児童福祉)

近年、出生率の低下、核家族化や都市化が進展し、女性の社会進出が増大するなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきている。

とりわけ少子化の進行は、子ども同士のふれあいの機会が少なくなり、自立性や社会性が育ちにくくなるといった子ども自身への影響をはじめ、経済や地域社会の活力の低下など様々な影響が懸念されている。

また、施設面においては、予想される東海地震の発生に備え園舎の耐震整備の促進を図ることが急務とされている。

こうした現状を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つことができる社会の実現に向けて、総合的、計画的に子育て支援のための環境整備を推進していく必要がある。

(障害福祉)

障害のある人の増加、障害の重度化・重複化、高齢化が進む一方、ノーマライゼーションの理念も浸透してきている中で、障害のある人が乳幼児期から高齢期に至るまでライフステージに応じて地域社会の中で自立した生活を快適に送ることができるようにすることが求められている。

(保健)

生涯を通じて健康で充実した生活を送るためには、早期死亡の減少を含め、健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現することが必要であり、これを阻害している主な要因であるがん、脳卒中などの生活習慣病を減らすことが大きな目標となっている。

(医療)

県民が、いつでも、どこでも、安心して必要な保険医療サービスが受けられるよう、医療資源の有効活用を図るため、保健医療圏ごとの体制の整備を進める必要がある。

その際、医療機関相互の連携を強化し、日常的な相談・指導から高度専門医療の提供に至るまで、だれもが必要に応じ直ちに良質な医療が受けられるよう努めていく。

⑤ 防災及び国土の保全に係る施設の整備

安全の確保は、豊かな生活や活発な経済活動を支えるために不可欠なものであり、自然災害から住民の生命・財産を守ることは最も基本的な課題である。

予想される東海地震をはじめとして自然災害から県民を守るため、災害に強い安全な県土づくりを推進する必要がある。

(消防)

立地地域は、沿岸地域でもあり、予想される東海地震等大規模災害時や原子力災害時に、住民等に迅速かつ的確に情報伝達できる体制を確立する必要がある。

また、今日、住宅地の増加とともに、高齢単身世帯の増加や新建材の多用等により、火災の潜在的な危険性が増大し、火災の形態も多様化しているため、消防の役割はますます重要となっており、消防力(消防水利)を充実強化する必要がある。

一方、救急車出動回数は年々増加傾向にあり、今後さらに、人口の高齢化、都市化の進展、疾病構造の変化等に伴い、救急医療に対する需要の増加が予測され、出動体制の充実とともに救急業務の高度化を図る必要がある。

(治山・治水)

台風や集中豪雨等による洪水や土砂災害から人命・財産を守り、被害を未然に防止することが望まれる。

また、海岸線を有する当該地域では、海岸侵食により砂浜が減少していることから、自然環境が失われるとともに防災機能の低下が懸念される。

さらに、予想される東海地震による津波等への対策の充実が望まれている。

(原子力地域防災)

浜岡原子力発電所における昨年来の事故・トラブルの相次ぐ発生や、近年のJCOの臨界事故、もんじゅのナトリウム漏洩事故を受け、県民の安全確保のためより一層の努力と地域住民の不安をなくすことが求められている。

今後、安全対策の強化、恒久的な地域振興対策の着実な強化とともに、原子力防災体制の向上のため、原子力災害対策特別措置法の実効的な運用、また、地域の防災体制整備として、避難道路、避難施設、住民への情報伝達システムの早期整備が強く求められる。

⑥ 教育及び科学技術の振興

(公立小中学校教育施設)

子どもたちが自分の学校に誇りを持ち、夢と希望を抱くことのできる教育を実現していくためには、教育内容の充実や教育方法の改善とともに、それを担保する施設の整備が必要不可欠である。

また、学校施設のうち、昭和56年の新耐震基準以前に建築された校舎、体育館については耐震性に不安があり、避難場所としての安全性を確保する必要がある。

(集会施設、体育施設、社会教育施設等)

社会変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展などの新たな状況に対応するため、スポーツ、文化など様々な学習ニーズに柔軟に対応し、多様で創意ある学習機会を提供することが重要である。

また、完全学校週5日制がスタートし、子どもの、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育成するために、学校、家庭、地域社会がそれぞれ協力して豊かな社会体験や自然体験などの様々な活動の機会を子どもたちに提供することが求められている。

こうしたことから、実質的な活動の拠点となりうる集会施設、体育施設、社会教育施設等の施設について、地域の実情に応じた整備が必要である。

(科学技術の振興の方針)

本格的な高齢社会の到来、少子化の進行、ライフスタイルの多様化、地球規模での環境悪化、厳しい経済環境下での産業構造の変化など、県民を取り巻く社会経済環境は大きく変化している。こうした閉塞した状況を打破し、新しい時代を切り開いていくためには、科学技術の果たし得る役割は極めて大きく、積極的に科学技術の振興を図る必要がある。

しかしながら、この地域には、県農業試験場海岸砂地分場や県漁連が運営する県温水利用研究センターがあるが、原子力発電施設の立地が科学技術振興の拠点となる公的研究機関や研究基盤の整備に結び付いていない状況にある。

2. 立地地域振興の基本的方針

(1) 当該立地地域の地域振興の基本方針

立地地域の各町及び広域市町村圏の現行の総合計画等における地域振興方針は次のとおりである。

— 浜岡町 —

〔総合計画の名称〕 浜岡町第3次総合開発計画

〔計画期間〕 平成13年度～平成22年度

〔将来像・テーマ〕 「自然と人間性豊かな心のかようまち浜岡」

〔基本方針〕 少子高齢化、高度情報化、地球規模での環境への取組みなど、町の内外における社会状況の変化に対応し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の整備、活発なスポーツや学習の促進、コミュニティが良く安心して過ごせる福祉の推進など、浜岡町に住んで良かったと感じられるまちとする。

— 御前崎町 —

〔総合計画の名称〕 第3次御前崎町総合計画

〔計画期間〕 平成13年度～平成22年度

〔将来像・テーマ〕 「海・風・陽光輝くケープタウン御前崎」

〔基本方針〕 (基盤整備) 海、港、台地が一体となった快適なまちづくりを推進する。

(自然との共生) 自然とともに生きる環境共生のまちづくりを推進する。

(産業振興) 海、港、太陽、風を活かした活力ある産業のまちづくりを推進する。

(教育・文化・福祉) 健康な心と体を育てるまちづくりを推進する。

(住民参加) 住民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進する。

— 相 良 町 —

〔総合計画の名称〕 第3次相良町総合計画

〔計 画 期 間〕 平成13年度～平成22年度

〔将来像・テーマ〕 「人と自然が輝く ふれあいのまち さがら」

〔基本方針〕 美しくうるおいある自然を維持しこれと共生する。地域を愛し、温かい心を持った、まちづくりの主役となる創造性豊かな人をつくる。地域産業は、まちの将来的な発展や活力を生み出すために、新たな時代を見据えて、様々な人との交流で活性化に取り組む。安心して快適に暮らせるまちの基盤づくりは、町民とともに進める。

— 小 笠 町 —

〔総合計画の名称〕 小笠町総合計画

〔計 画 期 間〕 平成7年度～平成16年度

〔将来像・テーマ〕 「安らぐ環境に包まれ潤いと活力に満ちたまち」

〔基本方針〕 ●便利で安心して快適に暮らせる「生活基盤」をつくる。
●健やかな心身や温もりの連帯感がみなぎる「地域基盤」をつくる。
●豊かな人材を育み生きがいを高める「教育文化基盤」をつくる。
●伝統のある産業と新しい産業が共栄する「産業基盤」をつくる。

— 大 東 町 —

〔総合計画の名称〕 大東町第三次総合計画

〔計 画 期 間〕 平成8年度～平成17年度

〔将来像・テーマ〕 「自然にやさしく 心ふれあう 躍動のまち」

〔基本方針〕 ●自然を大切にし、個性豊かなまちづくり

豊かな自然等大東町のつよみや長所を評価し、それらを積極的に伸ばしていく。

●やさしさとゆたかさを実感できるまちづくり

生活関連の基盤を整備し、各種の福祉・医療施設と介護の整備を進め、社会的弱者への配慮を忘れずにゆたかで人に優しいまちづくりをめざす。

●たくましく、躍動するまちづくり

将来を見据えた確実な産業構造の転換を図り、地域社会の明日を担う「人」を育て、活力と活気を与える若者の定着を図っていく。

— 東 遠 地 区 —

〔総合計画の名称〕 第4次東遠地区広域市町村圏計画

〔計 画 期 間〕 平成13年度～平成22年度

〔将来像・テーマ〕 「情報と交流のヒューマンネットワークステージ・東遠」

〔基本方針〕 ●自然環境にやさしい安全で快適な基盤づくり

●充実した暮らしの創造

●創意と工夫で活力ある地域産業の形成

●開かれた行政の推進

(2) 立地地域のめざすべき基本的方向・考え方

21世紀を迎えた現代社会は、グローバル化の進展やインターネットの飛躍的な普及等により、国境を越えて個人や企業が結びつき、人々が行き交う地球的規模の「大交流の時代」を迎えている。

一方で、地球規模での環境問題や人口の増大に伴う資源・エネルギー制約等に直面し、持続可能な未来のために、これらの問題を切り抜けることが必要な「環境の世紀」を迎えている。

さらに、少子・高齢化の進展や人々の価値観・ライフスタイルの多様化、地方分権や市町村合併の推進など、社会経済環境が大きく変化している中で、地方行政や地域政策のあり方も時代潮流や住民ニーズに適切に対応して転換を図っていくことが求められている。

立地地域は、太平洋岸のほぼ中間に位置し、地域の北端部には東名高速道路、東南端に御前崎港が位置しているが、近年、北側隣接地に静岡空港の整備が進むなど環境が大きく変化しようとしている。

この地域は、茶、メロン、いちご・花き等の作物に代表される農業地域であるとともに、その中に電気機械、輸送機械等の生産拠点が共存する農・工業混在地帯の形も示しているが、工場の海外移転等が進んでおり、地域経済の新たな牽引役が必要な状況になっている。

21世紀に入って、経済の停滞、地域の社会・経済情勢の急激な変化等の厳しい状況に対応しつつ、地震防災対策強化を図りながら、立地地域をゆとりのある、真に豊かな地域としていくため、総合的な防災・振興策を推進することが重要である。

(立地地域の振興の目標)

地域住民の生活の基礎となっている、水や緑などの豊かさにあふれた自然環境、多彩な歴史・文化を守りながら、地域の開発ポテンシャルを生かして世界に躍進する地域づくりを推進する。

具体的には、地域の高速道路、隣接する新幹線駅、静岡空港へアクセスできる交通ネットワークの充実を図りながら、多彩な産業が展開し、世界に開かれた活発な交流が進む、力強く「はばたき」躍動する地域を創造する。

そのために、第1次産業の活性化を図りながら、暮らしと産業を支えるITの利用、付加価値の高い先端産業の集積・発展など、県、5町及び関係者が一体となって、相互の機能分担と連携、創意と工夫によって、個性のある新しい地域づくりを推進する。

(基本目標の内容)

① 総合的な交通ネットワーク機能等の活用

高速道路 I C、鉄道駅、静岡空港につながる交通ネットワーク機能を高めるとともに、CATVの情報通信網等を基盤として、これらの機能を活用することにより、産業の国際化、高速交通化、地域住民の生活圏の拡大、地域防災対策、立地地域内外の交流等を推進する。

② 活力ある多彩な産業の集積と発展

産業基盤強化、生産性の向上など産業高度化の促進を図るほか、情報産業等の付加価値の高い企業の誘致を進め、活力ある産業の集積や発展を図る。

また、さまざまな産業分野において、ITを利用した情報収集・発信機能の充実、生産管理技術の強化、高付加価値化を推進する。

③ 安心快適で豊かな、暮らしやすい地域の創造

地球的規模の視点に立って、地域の優れた自然環境、歴史・文化を守りながら、誰もが安心快適に暮らせるための、防災対策、上・下水道、地域交通網の生活環境の整備等を進める。

誰もが住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる地域社会づくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスの充実と質の向上を図るとともに、一体的なサービスの提供を推進する。

こうした基本的姿勢に基づいて、

- ・ 基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設および通信施設の整備
- ・ 農林水産業、商工業その他の産業の振興
- ・ 生活環境の整備
- ・ 高齢者の福祉その他の福祉の増進
- ・ 防災および国土の保全
- ・ 教育および科学技術の振興

の総合的かつ広域的な施策を展開し、立地地域の自立的かつ持続的な発展と一体的な振興を図ることとする。

なお、具体的施設の整備や振興に係る事業については、当該振興計画に基づく事業の他、他の計画に基づく事業、県や町の単独事業等を有機的に連携させながら、立地地域が一体となって効果的、効率的に推進するものとする。

III 基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備

1. 交通施設及び通信施設の整備の方針

(高速交通体系)

立地地域をはじめとした県内経済の活性化と均衡ある発展、地域住民の生活の利便性の向上を図るため、地域内はもとより県内外、海外との交流、連携を促進する高速交通体系や地域内交通体系の整備を図っていく。

立地地域やその近隣には、第二東名自動車道や静岡空港などの高速交通網が整備されつつあるが、アクセスは必ずしも充実していないため、御前崎港と整備中の静岡空港を結ぶ連絡道路などの地域高規格道路や幹線道路網の整備を促進していく。

また、モーダルシフト（輸送手段の転換）を促進する物流拠点としての御前崎港の整備を推進するとともに、海上交通ネットワークの充実についても検討していく。

(地域内交通体系)

立地地域内の道路等の交通基盤の整備にあたっては、環境や景観に配慮しつつ着実な整備を進めていく。

また、高齢者や障害者などだれもが安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間や交通安全施設などの整備を促進するとともに、交通安全の普及啓発などを推進する。

さらに、想定される東海地震等に備え、国道150号等の防災対策を推進する。

(通信施設)

住民一人ひとりが、快適で利便性の高い暮らしができるネットワーク社会を実現するため、いつでも、どこでも、誰もが簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備を目指す。

2. 基幹的な道路の整備

地域内道路の整備については、広域的な交流と連携を支援する道づくり、安全で快適な道づくり、環境と調和した道づくりを基本に、国道、県道、市町村道、及び都市計画道路などの基幹的な道路の整備を推進する。

(国道)

立地地域の国道については、広域的ネットワークを形成する（国）150号および（国）473号について、整備を推進する。

(県道)

立地地域の県道については、避難路・輸送路として重要な(主)掛川浜岡線、(主)相良大須賀線、(主)掛川大東線、(一)中方千浜線の4路線5箇所を整備を推進する。

(市町村道)

立地地域の市町村道については、国道、県道に接続する路線のうち、特に避難路・輸送路として重要な14路線14箇所について整備を推進する。

(都市計画道路)

立地地域の都市計画道路については、安全で快適な市街地の形成を図るため、[都]池新田中央線の整備を推進する。

3. 交通確保対策

鉄道やバスは、地域住民の生活に必要不可欠な公共交通機関である。鉄道網を有しない本立地地域にあって路線バスは、鉄道への連絡手段の一つであり、高齢者をはじめとした地域住民の足でもあることから、路線バスの維持確保を図るため、交通事業者、地元市町村等と連携を図りながら、支援体制を確保していく。

4. 交通安全対策

立地地域内の道路において、安全で快適な通行の確保はもとより、バリアフリーに配慮した整備を推進する。

5. 港湾の整備

重要港湾御前崎港は、立地地域はもとより静岡県西部地域の海上物流拠点となる女岩地区多目的国際ターミナル(水深14m岸壁1バース)の建設を進めており、今後とも取扱貨物量の増加が見込まれるため、必要な港湾施設の整備・拡充を図る。

また、御前崎を中心とする立地地域の観光振興に資するため、下岬地区緑地の整備促進を図る。

6. 電気通信施設の整備

現在整備されている高速通信網であるADSL網やCATV網をより一層充実させることにより、住民が情報を利活用できる環境を整備する。

また、町の各機関や施設を相互に接続する地域公共ネットワークの整備等、行政・公共分野の情報化の基盤整備を推進する。

7. 情報化の推進

住民が情報を積極的に利活用できるようにするため、情報リテラシーの向上やインターネットを活用した地域情報の発信を図る。

また、住民サービスの向上を図るため、行政における申請・届出等のオンライン化を進めるなど、電子自治体に向けた取組みを推進する。

IV 農林水産業、商工業 その他の産業の振興

1. 産業振興の方針

経済のグローバル化、IT化、環境問題の深刻化など、産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、当該地域においても、東名高速道路、御前崎港、2006年開港予定の静岡空港などの総合的な交通ネットワーク機能が整備されつつあり、地域の振興を図るためには、こうした地域を取り巻く環境変化を先取りしながら、地域の特性を生かした“元気のある産業”づくりを進めていくことが必要である。

このため、農林水産業における基盤強化、生産性の向上など産業の高度化の促進を図るほか、情報産業等の付加価値の高い企業の誘致を進めるとともに、地域の資源を生かした創業ベンチャー育成を積極的に進め、活力ある産業の集積や発展を図っていく。

また、御前崎などの観光資源を生かした観光業の振興や、郊外の大型店と連携した地域商業の活性化を進め、一次産業から三次産業までバランスのとれた産業の振興を図っていく。

2. 農林水産業の振興

(農業)

多様な経営体の育成による新たな産地構造の構築、地域の消費者の期待に応える地場流通の推進、環境への負荷の少ない生産方式の導入、交流を促進するふれあいの場づくり等に取り組んでいく。

特に、立地地域の農業粗生産額の26%を占める茶について効率的な機械化体系の導入を推進するとともにメロン、いちごの低コスト・省力栽培の推進、法人を中心とした水田営農の確立に努めていく。

また、環境への負荷を軽減し、消費者の期待に応える農業生産を行うため、農薬や化学肥料の削減や有機物を利用した土づくり等を行う、持続的農業の普及に取り組んでいく。

(林業)

森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させることを踏まえ、重視すべき機能に応じた森林を「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」に区分し、機能に応じた多様な森林づくりを推進する。

特に、海岸線に沿った松林は、松くい虫の被害対策の推進を図る。

(水産業)

水産資源の維持、増大と安定的な漁業生産を確保するため、魚礁漁場の整備を図るほか、資源管理型漁業及び栽培漁業を積極的に推進する。また磯焼け対策として、深層水利用施設の整備によって大型藻類培養研究を推進するほか、カジメを自然着生させたコンクリートブロックによる海藻群落の移植を行い、アワビ増殖場を整備する。

3. 農道の整備

農業の担い手による経営規模の拡大、営農活動範囲の広域化に対応するとともに、農村環境の改善に資するため、基幹的な農道の整備を計画的に推進する。

また、基幹的な農道の整備にあたっては、ほ場整備・畑地帯総合整備等の基盤整備事業との連携により、農業施設の効率的な利用が図られる路線配置とし、「静岡県地域道路整備計画」に基づき、国・県道や市町村道等との連携・調整しながら事業の調整を図る。

4. 地場産業の振興

地域産業集積活性化法等に基づき、業界団体及び傘下企業が行う新商品開発や販路開拓、人材育成等の振興事業に対し支援していくとともに、本県企業が直接バイヤーに自社製品をPRし、販路拡大のためのマーケティング力強化を狙いとした展示会への出展を支援するなど、業界の底上げから意欲的な個別中小企業の経営基盤の強化を中心に考えていく。

また、高齢化の進行等をビジネスチャンスとして、ユニバーサルデザインの導入や福祉分野への参入など、経営革新への取り組みについても支援を強化していく。

5. 企業の誘致対策

優良な企業を誘致することは、魅力ある就業の場の確保や地域経済活性化を図る上で極めて重要である。

立地地域は、現在建設中の静岡空港や第二東名と連絡する道路も計画されており、御前崎港を加えて、陸海空の総合的な交通ネットワークが整うことになる。

また、新成長産業立地事業費補助金、地域産業立地事業費補助金に加えて電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金などの優遇制度もあることから、これらの産業

基盤や制度を有効に活用して、工場適地や農村地域工業等導入地区などの豊富な工業用地に、付加価値の高い企業や雇用の確保に貢献する企業の誘致を進め、活力のある産業の集積や発展を図る。

6. 起業の促進

景気の悪化や国際競争の激化などにより、厳しい環境に置かれている既存産業の活性化を図っていくためには、起業家精神に富んだ人材の創業を支援し、競争力のある新事業・新産業を創出していくことが必要である。

このため、(財)しずおか産業創造機構を中核とした地域プラットフォーム体制の一層の充実により、創業者、ベンチャー企業等が行う研究開発から事業化までの一貫した支援を行うとともに、ITを活用した新事業やコミュニティビジネスなどについても積極的な育成を図っていく。

7. 商業の振興

郊外型の大型店舗の進出等により、従来の中心市街地の空洞化が深刻化する中、商店街を含めた賑わいと魅力ある地域づくりを進めるため、地域が主体的に取り組む商業施設の整備事業や競争力を強化するためのソフト事業を支援するとともに、まちづくりと一体となった活力ある都市機能の充実を図る。

また、非常に厳しい地域間競争の中、閉塞的な商業環境を打開するため、既存商店街の競争力強化に向けた取組みへの支援や次代を担う人材育成等の各種施策の展開を図る。

V 生活環境の整備

1. 生活環境の整備の方針

快適で安全な生活環境の整備に資するため、街路、下水道、都市公園等の都市基盤の整備を推進するとともに、土地区画整理事業による宅地の整備や住民ニーズを的確に反映した公営住宅の整備を図る。

2. 簡易水道、下水処理施設等の整備

立地地域の各町水道事業（県所管事業者）の整備が事業計画どおりに進行するよう指導する。

下水道等の施設については、経済性の他、地域の実情に応じた効率的な整備を図るため、「静岡県生活排水処理長期計画」及び各町の下水道計画、生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の総合的かつ計画的な整備を推進する。

3. その他生活環境の整備

廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進を図るため、住民や事業者に対する環境教育・環境学習を推進する。また、ごみ処理施設については、ごみ処理広域化計画等に従って計画的に整備していく。

御前崎町、小笠町、大東町において、住民に最も身近な住区基幹公園に整備の遅れが見られる。5町とも都市部への極端な人口集中は見られないが、より安全で活力ある都市環境を創造するため、また緊急時の防災機能を強化するため、街路や下水道事業などと連携を図りつつ住区基幹公園の整備を推進し、総合的なまちづくりを進める必要がある。

VI 高齢者の福祉その他の福祉の増進

（平成27年4月1日現在）

1. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

少子・高齢化が進む中、がん等の病気を予防・克服し、長い人生を心身ともに健康で充実したものにする健康長寿をめざし、年齢、性別、障害の有無等にとらわれず、お互いの人権や価値観を尊重し合い、多くの活躍の場を持って心豊かに過ごせるようにすることを基本目標に、健康福祉の充実や社会参加の促進など、健康で心ふれ合う“安心社会”づくりを推進する。

ライフステージに合わせた健康づくりの推進や、県民が、いつでも、どこでも、安心して必要な保健医療サービスが受けられるよう、保健医療体制の整備水準の向上をめざす。

長寿を喜びの中で迎え、安心して生活できる長寿社会を築くため、高齢者の自立期間を伸ばし、高齢者自身が社会の一員として積極的な役割を果たしていける社会づくりをめざす。また、高齢者が住み慣れた家や地域で自立した生活ができるよう、保健・福祉・介護サービスの水準の向上をめざす。

子どもが健やかに生まれ育ち、豊かな人間性を育むことのできる地域づくりをめざすとともに、誰でも、いつでも必要な保育サービスを受けることができる地域環境の整備を図る。

障害のある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進するため、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。

2. 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

すべての高齢者が、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、一人ひとりの健康づくりを推進するとともに、保健サービスの提供により、健康づくりへの支援を進める。

また、高齢者が元気で生きがいを持って積極的に社会に参加することができるような環境の整備や、寝たきりなどの要介護状態になることを予防する介護予防、自立した生活を確保するための生活支援サービスの充実等を図っていく。

介護が必要になった場合には、満足度の高い介護サービスを提供することができるように、在宅サービスを基本としながら、在宅サービスと施設サービスのバランスのとれた介護サービス提供基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の向上を図っていく。

さらに、高齢者が安心して生活できる長寿社会を築いていくため、地域住

民、NPO、ボランティア、企業、行政が連携・協働して、それぞれの役割を果たしていく、“社会全体で高齢者を支えるシステム”を構築していく。

3. 児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

(児童福祉)

安心して子どもを産み育てるための相談機能の充実、地域の子育て機能の強化、子育て家庭の養育費の軽減等を図るとともに、少子化や子育てについて県民の関心を高めていく。

また、園舎の耐震化を推進し児童の安全を図っていくほか、仕事と子育ての両立を支援するため、地域の実態等を踏まえつつ、多用な保育ニーズに対応できる設備を備えた保育所の改築整備を推進する。

(障害者)

ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス等の基本的な福祉サービスを充実する必要があるとともに、地域の福祉・医療・保健・教育・就労等の専門的知識を持った関係機関が連携して、障害のある人に対して総合的な支援体制の整備を進めていく。

(保健)

保健・医療・福祉の協力的な連携のもと、保健センターを拠点として、住民の健康管理意識の高揚を図るとともに、健康づくり運動を総合的に推進する。

(医療)

立地地域における住民の医療確保を図るため、医療提供体制の体系化及び整備を行う。併せて、患者搬送体制の確立、巡回診療体制の強化を促進するとともに、医事従事者の確保に努める。

VII 防災及び国土の保全に係る施設の整備

1. 防災の方針

「静岡県地域防災計画」に基づき、住民の生命、身体、財産を災害から守るため、市町村等の防災関係機関と住民が一体となって、災害の予防、応急対策、復旧等にわたる災害対策の諸施策について総合的かつ計画的な推進を図る。

特に近い将来に東海地震の発生が予想されることから、大規模な地震による災害から住民を保護するため、被害をできる限り軽減する「減災」をめざす。

2. 国土保全の方針

自然災害から住民を守り、安全で住みよい暮らしを実現するため、河川整備や海岸整備、砂防事業等を総合的かつ計画的に推進する。特に海岸部においては、予想される東海地震による津波対策等の防災対策を併せて推進する。

3. 消防救急施設

災害の複雑化、多様化に対応し、効果的な消防活動を確保するとともに原子力災害の発生又は拡大の防止に資するため、消防施設・設備のより一層の充実強化を図る。

具体的には、予想される東海地震等大規模災害時や原子力災害時に、住民等に迅速かつ的確に情報伝達できるよう、市町村防災無線通信設備の整備を図るとともに、消防ポンプ自動車の整備等消防力の充実強化を図る。

また、救急業務の高度化による高規格救急自動車の整備促進および救急救命士の養成を図る。

さらに、震災対策として、消防水利の多様化の推進を図るとともに、大規模災害を考慮し、耐震性貯水槽及び耐震性を有する防火水槽の整備促進を図る。

新たな消防需要に対応し、かつ、高度な消防サービスを提供していけるようにするため、小規模消防本部の広域化等消防の対応力強化を推進していく。

4. 治山・治水対策等

台風、集中豪雨等の洪水による被害を防止するために、河川改修事業を促進するとともに、河川環境の保全にも配慮した水辺づくりを推進する。

また、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命・財産等を守る

ため、砂防事業、地すべり対策事業等を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、津波や侵食等から海岸域を防護するための海岸保全事業、海岸における飛砂、潮害、高潮、強風等を防止するための防災林造成事業等を推進するとともに、海岸環境の保全、利用にも配慮した海岸づくりを推進する。

特に、東海地震対策として、堤防の耐震補強、陸閘・水門等の充実、監視・通信体制の強化を進める。

5. 原子力地域防災の増強に資する諸措置（法第7条の措置）の整備

(1) 原子力地域防災増強の基本方針

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態により県民の生命、身体または財産に生ずる被害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、県、市町村、指定地方行政機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、住民の安全を図ることを目的に、県では、地域防災計画（原子力対策編）を作成している。

地域防災計画（原子力対策編）では、住民の生命、身体、財産を原子力災害から保護するために、原子力災害の発生および拡大を防止し、異常時における避難体制の整備や輸送体制の確立など、原子力立地地域における防災体制の在り方、異常時における体制、原子力災害の復旧などに関し、様々な最善の対策がとられている。

立地地域には、5基（1基は建設中）の原子炉が立地しており、引き続き、原子力防災の万全の体制を確立するために、本法律等の趣旨に基づき、原子力防災機能の増強を図る。

なお、防災上重要な施設の位置付けとしては、立地地域内に存在する施設および住民避難の用に供する施設等で地域防災計画（原子力対策編）等に定める箇所を基本とする。

(2) 原子力地域防災の増強の内容

① 法第7条に関する方針

法第7条に基づく特例措置を受ける事業については、各関係省庁の告示・事務連絡等に基づき、主に「避難体制の整備」、「緊急輸送活動体制等の整備」、「救急、救助、消火および防災活動体制の整備」の観点から防災増強を推進することとする。

ア. 避難等体制の整備

・ コンクリート屋内退避は、基本的には徒歩で行われるため、その対象施設は、住民の居住地の近くにあり、十分な放射線遮蔽効果を持たせることが必要である。また、避難措置の場合は、公共交通機関等で移動することが考えられるので、まず、住民の集合場所を設け、円滑に住民を避難施設に収容できるようにする必要がある。これらの手順を踏まえ、各地域の実態に応じて、地域防災計画（原子力対策編）に定める避難者収容施設や避難に必要な諸施設の整備を行い、円滑な避難等体制を確立する。

イ. 緊急輸送活動体制等の整備

地域防災計画（原子力対策編）に定める緊急輸送が迅速かつ的確に実施できるようにするため、原子力災害時の安全性の確保に配慮しながら、輸送施設や輸送拠点などの各種施設の整備を行い、円滑かつ柔軟な緊急輸送活動体制を確立する。

ウ. 救急、救助、消火および防災活動体制の整備

地域防災計画（原子力対策編）に定める原子力災害に適切に対処するため、救急、救助、消火および防災活動体制の整備を図り、立地地域の防災機能を高める。

②各種施設整備について

ア. 道路

道路の整備に当たっては、静岡県地域防災計画（原子力対策編）に記載された道路またはその道路と連絡する原子力災害に備えて整備を必要とする道路その他の立地地域内の道路であって、国土交通省告示第1203号の基準に基づき原子力災害が発生した場合において立地地域の円滑な避難または緊急輸送体制の確立に資する基幹的な道路の新設または改築とする。

イ. 消防用施設

消防用施設の整備に当たっては、立地地域内の施設であって、総務省告示第673号の基準に基づき、原子力災害の発生または拡大の防止に資する消防施設、防災行政無線設備、その他消防の用に供する施設および設備の整備とする。

ウ. 義務教育施設

義務教育施設の整備に当たっては、静岡県地域防災計画（原子力対策編）において避難施設として記載された施設および平成13年9月3日付け13文科初第579号の文部科学大臣決定の基準に基づき、原子力

災害が発生した場合において、立地地域の円滑な避難の確保に資するため、立地地域における義務教育施設の新設、増築もしくは改築または補強とする。

VIII 教育及び科学技術の振興

1. 教育の振興の方針

科学技術の進展、地球環境問題の重要性の高まり、男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など大きな転換期を迎える中、国や地方が明るく豊かな未来を切り拓いていくためには、新しい時代にふさわしい人材を育成することが肝要であり、より充実した生涯学習社会を構築していくことが求められている。

そのため、「学校」、「家庭」、「地域」という生涯学習の「場」の充実を図るとともに、相互の連携を積極的に推進することをめざし、「生涯学習社会を生きる人」を支える基盤整備を図る。

2. 公立小中学校等教育施設の整備

高度情報通信ネットワーク社会に必要な資質の育成、科学技術や理科に対する興味・関心の涵養、及びたくましく生きるための健康や体力の向上のために、コンピュータの導入・校内LANの構築などIT化の整備、観察・実験用器具等の理科教育設備の整備、及び体育館・水泳プール等の学校体育施設の整備を図る。

また、立地地域の学校は、ほぼ旧村ごとの中心地に立地しており、地震・台風などの自然災害や原子力災害が発生したときには、地区の避難所として指定されているため、その安全性を確保することが求められている。このことから、予想される東海地震に備え、児童生徒の安全確保、地域住民の応急避難場所確保の観点から、耐震診断調査又は耐力度調査の結果に基づき、学校施設の改築・補強による耐震性能の向上を図る。

さらに、学校と地域が連携・協力したり学校開放を推進するなど、学校においては地域のコミュニティの拠点としての機能も期待されている。

こうしたことから、学校校舎や体育館などの学校施設の安全性を確保するための施設整備とともに、地域に開かれた開放型の校舎の建築及び内部改装などを推進していく。

3. 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

立地地域の住民の求める様々な学習ニーズに対応し、さらに学校における総合的な学習の時間など子どもたちの多様な学習活動に対して積極的に支援できるよう、施設の整備とともに、施設を提供する側が柔軟に対応することが求められている。

こうしたことから、地域における文化施設、生涯スポーツの振興のための体育施設、住民の自主的・自発的な学習活動の援助のための図書施設など、住民の多様な活動の拠点として各種施設を整備する。また、住民サービスの向上に資するよう、同・異種施設間の情報を共有できるネットワーク構築、インターネットによる施設利用予約システムの導入等、管理運営システムの整備を図る。

4. 科学技術の振興の方針

本県では、自然との調和を図りながら持続的に発展する静岡県を創造するため、豊かで潤い溢れる県民生活の実現、独創的で多彩な産業の創出・高度化、世界レベルの科学技術の発信を図れるよう、科学技術水準の一層の向上を目指すこととしている。

このため、この地域においても隣接して整備が進められている静岡空港や当該地域内の御前崎港等の社会資本を活用しながら、独創的で多彩な産業の創出や高度な科学技術の発信ができるよう、科学技術振興の拠点となる研究施設等の整備・集積を検討していく。

また、民間企業の研究開発力を高めるため、技術開発や異業種交流等の支援を行うとともに、研究開発型企業の誘致等に取り組んでいく。

静岡県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（事業一覧）

1 基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施場所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内 事業費 (単位：百万円)	所管省庁
	1 基幹的な道路の整備							
A 1	道路改築事業（国）150号	全体延長L=7,100m	○	相良町大沢～ 相良町堀野新田	静岡県	H9～H18	11,400	国土交通省
A 2	道路改築事業（国）150号	全体延長L=5,600m	※	相良町片浜～ 相良町大沢	静岡県	未定	未定	国土交通省
A 3	道路改築事業（国）150号	全体延長L=6,450m	※	相良町堀野新田～ 浜岡町池新田	静岡県	未定	未定	国土交通省
A 4	道路改築事業（国）150号	全体延長L=7,800m	※	浜岡町池新田～ 大東町浜野	静岡県	未定	未定	国土交通省
A 5	道路改築事業（国）473号	全体延長L=1,500m	※	相良町菅ヶ谷～ 相良町大沢	静岡県	未定	未定	国土交通省
A 6	道路改築事業（国）473号	全体延長L=4,030m	※	相良町東萩間～ 相良町西萩間	静岡県	未定	未定	国土交通省
A 7	道路改築事業（主）掛川浜岡線Ⅱ	全体延長L=1,340m		小笠町嶺田	静岡県	H11～	未定	国土交通省
A 8	道路改築事業（主）掛川浜岡線Ⅲ	全体延長L=1,740m		浜岡町新野	静岡県	H11～H21	800	国土交通省
A 9	道路改築事業（主）相良大須賀線	全体延長L=666m		小笠町高橋磯部	静岡県	H8～H18	200	国土交通省
A 10	道路改築事業（主）掛川大東線	全体延長L=347m		大東町下土方	静岡県	H16～H20	200	国土交通省

A11	道路改築事業 (一) 中方千浜線	全体延長L=4,035m		大東町千浜～ 小笠町嶺田	静岡県	H15～H21	800	国土交通省
A12	道路改築事業 町道入力海岸線	全体延長L=500m		御前崎町御前崎	御前崎町	H16～H21	400	国土交通省
A13	道路改築事業 町道長山線	全体延長L=400m		御前崎町御前崎	御前崎町	H18～H22	200	国土交通省
A14	道路改築事業 町道須々木大溝線	全体延長L=1,800m		相良町須々木	相良町	H13～H22	1,900	国土交通省
A15	道路改築事業 町道小堤向田線	全体延長L=420m		相良町波津～ 相良町須々木	相良町	H15～H16	310	国土交通省
A16	道路改築事業 町道大江男神線	全体延長L=1,250m		相良町大江	相良町	H20～H23	1,100	国土交通省
A17	道路改築事業 町道106号線	全体延長L=414m		浜岡町比木～ 浜岡町佐倉	浜岡町	H17～H20	670	国土交通省
A18	道路改築事業 町道頭山線	全体延長L=500m		浜岡町池新田～ 浜岡町新野	浜岡町	H17～H20	800	国土交通省
A19	道路改築事業 町道平川嶺田線	全体延長L=1,000m		小笠町下平川～ 小笠町嶺田	小笠町	H8～H18	2,100	国土交通省
A20	道路改築事業 町道井矯堂線	全体延長L=700m		小笠町下平川～ 小笠町下平川	小笠町	H16～H23	1,400	国土交通省
A21	道路改築事業 町道青葉通り線	全体延長L=1,000m		小笠町下平川～ 小笠町細草	小笠町	H19～H23	1,200	国土交通省

A22	道路改築事業 町道西方高橋線	全体延長L=1,800m		小笠町赤土～ 小笠町高橋	小笠町	H20～H23	1,500	国土交通省
A23	道路改築事業 町道北村線	全体延長L=1,700m		大東町 国浜～ 大東町 国浜	大東町	H11～H19	1,750	国土交通省
A24	道路改築事業 町道鷺田糸線	全体延長L=1,000m		大東町大坂～ 大東町三浜	大東町	H18～H20	840	国土交通省
A25	道路改築事業 町道矢柄線	全体延長L=1,200m		大東町大坂～ 大東町浜野	大東町	H20～H23	720	国土交通省
A26	都市計画道路 池新田中央線	(街路)全体延長L=580m		浜岡町池新田	静岡県	H13～H19	2,260	国土交通省
	2 港湾の整備							
A27	御前崎港改修(重要)事業	防波堤(東) L=124.1m		御前崎町御前崎	国土交通省	S52～H21	3,000	国土交通省
A28	御前崎港改修(重要)事業	防波堤(西) L=66.7m		御前崎町御前崎	国土交通省	H8～H17	2,200	国土交通省
A29	御前崎港改修(重要)事業	防波堤(A)改良 L=67.7m		御前崎町御前崎	静岡県	H8～H16	253	国土交通省
A30	御前崎港 港湾環境整備事業	下岬地区緑地 A=2.6ha		御前崎町 下岬	静岡県	S63～H18	996	国土交通省
	3 電気通信施設の整備							
A31	御前崎町地域情報化 (CATV事業)	・光ケーブル、同軸ケーブル ・宅内機器：音声告知放送端末、 電話機、ケーブルモデム端末、 ホームターミナル、CATV 端末機(各3,200台) ・宅内引込工事		御前崎町	御前崎町	H15～H17	1,210	総務省

(注)「特例措置の適用」欄の※印の事業については、事業採択時に最終的に判断する。

2 農林水産業、商工業その他の産業の振興

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施場所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内 事業費 (単位:百万円)	所管省庁
	1 農林水産業の振興							
B 1	かんがい排水(一般) 溺川池地区	農業水利施設 1式		浜岡町、小笠町、 大東町	静岡県	H15~H16	51	農林水産省
B 2	畑地帯総合整備(担い手育成) 浜岡地区	区画整理 40ha		浜岡町	静岡県	H18~H23	1,250	農林水産省
B 3	畑地帯総合整備(担い手育成) 牧之原浜岡地区	畑かん施設 346ha 農道 44,914m 排水路 33,974m		浜岡町	静岡県	S48~H25	1,848	農林水産省
B 4	畑地帯総合整備(担い手育成) 合戸・塩原地区	区画整理 70ha		浜岡町	静岡県	H19~H24	467	農林水産省
B 5	畑地帯総合整備(担い手育成) 北原地区	区画整理 18ha		浜岡町	静岡県	H19~H24	267	農林水産省
B 6	畑地帯総合整備(担い手育成) 行僧原地区	区画整理 5ha		浜岡町	静岡県	H19~H24	133	農林水産省
B 7	ほ場整備(担い手育成) 袴地区	区画整理 30ha		浜岡町	静岡県	H18~H22	800	農林水産省
B 8	畑地帯総合整備(担い手育成) 牧之原御前崎地区	畑かん施設 277ha 農道 15,355m 排水路 16,709m		御前崎町	静岡県	S48~H25	500	農林水産省
B 9	畑地帯総合整備(担い手育成) 牧之原相良地区	畑かん施設 1,135ha 農道 60,654m 排水路 36,018m		相良町	静岡県	S48~H25	5,180	農林水産省

B10	基盤整備促進 涼松・館林地区	区画整理 14ha		相良町	相良町	H20~H24	168	農林水産省
B11	基盤整備促進 大江・片浜地区	区画整理 10ha		相良町	相良町	H19~H23	160	農林水産省
B12	かんがい排水(一般) 平田用水地区	用水路工 5,000m		小笠町、大東町	静岡県	H18~H24	714	農林水産省
B13	畑地帯総合整備(担い手育成) 棚草地区	区画整理 50ha		小笠町	静岡県	H20~H25	400	農林水産省
B14	畑地帯総合整備(担い手育成) 牧之原小笠地区	畑かん施設 243ha 農道 18,947m 排水路 13,961m		小笠町	静岡県	S48~H25	1,240	農林水産省
B15	基盤整備促進 平川地区	用排施設 4,500m		小笠町	小笠町	H18~H21	300	農林水産省
B16	ほ場整備(担い手育成) 嶺田地区	区画整理 88ha		小笠町	静岡県	H19~H24	1,200	農林水産省
B17	土地改良総合整備(省力化) 中地区	用水路工 24,700m 排水路工 3,700m 農道 5,500m 暗渠排水 13 ha		小笠町、大東町	静岡県	H7~H15	108	農林水産省
B18	畑地帯総合整備(担い手支援) 千浜地区	畑かん施設 85ha 暗渠 31ha 農道 6,100m		大東町	静岡県	H11~H17	1,197	農林水産省
B19	畑地帯総合整備(担い手支援) 大浜地区	畑かん施設 141ha 暗渠 32ha 農道 4,400m		大東町	静岡県	H10~H17	1,007	農林水産省
B20	土地改良総合整備(担い手育成) 平塚地区	用排水路工 4,500m 農道 1,600m		大東町	静岡県	H17~H21	200	農林水産省

B21	基盤整備促進 大坂地区	用水路 4,000m		大東町	大東町	H20~H23	300	農林水産省
B22	(団体営) 農村振興統合 蛭ヶ谷地区	区画整理 12ha 集道 1,670m 用地 2,000㎡		相良町	相良町	H9~H17	290	農林水産省
B23	(団体営) 農村整備統合 小笠地区	用排施設 10,000m 農道 15,000m		小笠町	小笠町	H11~H20	1,853	農林水産省
B24	(団体営) 農村整備統合 小貫地区	用排施設 500m 農道 500m		大東町	大東町	H17~H19	120	農林水産省
	2 農道、林道および漁港関 連道の整備							
B25	広域営農団地農道整備 榛南地区	農道 9,730m		相良町	静岡県	S57~H16	543	農林水産省
B26	一般農道整備 掛川高瀬2期地区	農道 1,400m		大東町	静岡県	H4~H15	148	農林水産省
B27	一般農道整備 高天神地区	農道 1,900m		大東町	静岡県	H10~H18	205	農林水産省
B28	一般農道整備 高天神2期地区	農道 支線		大東町	静岡県	H9~H23	614	農林水産省

3 生活環境の整備

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施場所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内 事業費 (単位:百万円)	所管省庁
	1 簡易水道、下水処理施設 等の整備							
C 1	浜岡町公共下水道事業 (池新田処理区)	計画処理人口 13,400 人 計画面積 459.0ha 計画汚水量 8,700m ³ /日		浜岡町	浜岡町	H3~H19	17,721	国土交通省
C 2	浜岡町特定環境保全公共下水道 事業 (高松処理区)	計画処理人口 3,750 人 計画面積 150.0ha 計画汚水量 2,100m ³ /日		浜岡町	浜岡町	H6~H19	5,773	国土交通省
C 3	農業集落排水 比木地区	処理施設 1 式		浜岡町比木	浜岡町	H7~H18	1,874	農林水産省
C 4	農業集落排水 新野地区	処理施設 1 式		浜岡町新野	浜岡町	H10~H16	2,463	農林水産省
C 5	大東町公共下水道事業	計画処理人口 13,600 人 計画面積 471ha 計画汚水量 7,720m ³ /日		大東町	大東町	H7~H25	13,788	国土交通省
C 6	農業集落排水 土方地区	処理施設 1 式		大東町土方	大東町	H10~H18	2,913	農林水産省
C 7	農業集落排水事業 中地区	処理施設 1 式		大東町中	大東町	H17~H22	2,486	農林水産省
C 8	相良町公共下水道事業	計画処理人口 8,400 人 計画面積 208ha 計画汚水量 6,000m ³ /日		相良町	相良町	H19~ (予定)	650	国土交通省
C 9	小笠町公共下水事業	計画処理人口 14,200 人 計画面積 447ha 計画汚水量 6,800m ³ /日		小笠町下平川他	小笠町	H18~ (未定)	4,300	国土交通省
C 10	農業集落排水事業 丹野南地区	処理施設 1 式		小笠町丹野	小笠町	H19~H23	536	農林水産省

2 その他生活環境の整備								
C11	都市公園事業 (浜岡町総合公園)	整備面積 A=47.5ha 園路・広場 便益施設(便所等) 修景施設(植栽等) 休養施設(ベンチ等) 体育館(他事業) 武道館(他事業)		浜岡町佐倉	浜岡町	H20~H30	600	国土交通省
C12	都市公園事業 (ふるさとむら公園)	整備面積 A=6.3ha 園路・広場 遊戯施設		大東町大坂	大東町	H20~H30	300	国土交通省
C13	都市公園事業(緑化重点地区) (黒沢公園)	整備面積 A=0.25ha 園路・広場 遊戯施設 便益施設		小笠町下平川	小笠町	H15~H16	50	国土交通省
C14	都市公園事業(緑化重点地区) (さくら堤公園)	整備面積 A=0.25ha 園路・広場 遊戯施設 便益施設		小笠町赤土	小笠町	H20~H25	50	国土交通省
C15	都市公園事業(緑化重点地区) (赤土公園)	整備面積 A=0.76ha 園路・広場 遊戯施設 便益施設		小笠町赤土	小笠町	H17~H22	200	国土交通省
C16	都市公園事業 (緑と文化の丘公園)	整備面積 A=10.7ha 園路・広場 運動場		相良町菅ヶ谷・大沢	相良町	H18~H22	2,000	国土交通省

5 防災及び国土の保全に係る施設の整備

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施場所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内 事業費 (単位:百万円)	所管省庁
	1 消防救急施設							
E 1	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 2台 (H16、18) 高機能情報通信対応防災 無線通信設備 1式 (H22)	○	浜岡町	浜岡町	H16～H22	33	消防庁
E 2	消防防災施設等整備事業	耐震性貯水槽 30基 (H15～22) 消防団拠点施設等整備事業 2棟 (H16、17)		浜岡町	浜岡町	H15～H22	220	消防庁
E 3	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 2台 (H16、17) 高機能情報通信対応防災 無線通信設備 1式 (H22)	○	御前崎町	御前崎町	H16～H17 H22	190	消防庁
E 4	消防防災施設等整備事業	防火水槽 9基 (H15～22) 耐震性貯水槽 3基 (H16) 小型動力ポンプ付積載車 7台 (H15、16) 消防団拠点施設等整備事業 3棟 (H20、21、22)		御前崎町	御前崎町	H15～H22	304	消防庁
E 5	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 11台 (H16～H22)	○	相良町	相良町	H16～H22	132	消防庁
E 6	消防防災施設等整備事業	消防団拠点施設等整備事業 3棟 (H15、19、22) 耐震性貯水槽 28基 (H15～22)		相良町	相良町	H15～H22	558	消防庁
E 7	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 5台 (H15～H19)	○	小笠町	小笠町	H15～H19	75	消防庁

E 8	消防防災施設等整備事業	耐震性貯水槽 24基 (H15~H22)		小笠町	小笠町	H15~H22	144	消防庁
E 9	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 4台 (H15、16、17、20)	○	大東町	大東町	H15~H20	58	消防庁
E10	消防防災施設等整備事業	耐震性貯水槽 22基 (H15~H22)		大東町	大東町	H15~22	430	消防庁
E11	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 1台 (H19) 水槽付消防ポンプ自動車 1台 (H18) 屈折はしご付消防ポンプ 自動車1台 (H17) 救急業務高度化資機材緊急 整備 3台 (H15、20、21)	○	浜岡町	相良町外 2 町広域施設 組合	H15、17~21	224	消防庁
E12	消防防災施設等整備事業	消防緊急通信指令装置 一式 (H16) 小型動力ポンプ付水槽車 1台 (H22)		浜岡町	相良町外 2 町広域施設 組合	H16、22	255	消防庁
	2 治山・治水対策							
E13	菊川河川改修事業	捷水路 1,800m		小笠郡大東町	国	H1~H18	9,500	国土交通省
E14	萩間川広域基幹河川改修事業	築堤、護岸 4,750m		榛原郡相良町	静岡県	H5~H35	6,500	国土交通省
E15	箴川統合河川整備事業	掘削、護岸 7,100m		小笠郡浜岡町 榛原郡御前崎町	静岡県	S32~H29	2,054	国土交通省

E16	佐東川統合河川整備事業	護岸 3,450m		小笠郡大東町	静岡県	S44~H17	1,607	国土交通省
E17	唐沢 通常砂防事業 浜岡町	砂防えん堤工 1基		浜岡町上朝比奈	静岡県	H13~H16	130	国土交通省
E18	落居 地すべり対策事業 相良町	地下水排除工 L=4,670m		相良町落居	静岡県	H9~H18	420	国土交通省
	3 漁港・港湾高潮対策							
E19	御前崎海岸高潮対策事業	護岸 854m		御前崎町	静岡県	H9~H15	706	国土交通省
E20	相良海岸高潮対策事業	堤防(耐震補強) 3,180m 津波・高潮防災ステーション		相良町	静岡県	S43~H19	6,356	国土交通省
E21	地頭方漁港海岸高潮対策事業	陸間電動遠隔化 3基		榛原郡相良町新庄地 先	相良町	平成12~ 15年度	60	水産庁

(注) E14 及び E15 について、「期間内事業費」は当該事業の全事業期間内の事業費を記載

6 教育及び科学技術の振興

番号	事業名	事業概要		特例措置 の適用	事業実施場所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内 事業費 (単位:百万円)	所管省庁
	1 公立小中学校等教育施設の 整備								
F 1	義務教育施設 相良町 校舎 新增改築事業	萩間小	改築 840 m ² 新增築 33 m ²	○	相良町黒子	相良町	H18	266	文部科学省
F 2	義務教育施設 小笠町 校舎 新增築事業	岳洋中	新增築 445 m ²	○	小笠町下平川	小笠町	H21	100	文部科学省
F 3	義務教育施設 御前崎町 屋内運動場 新增改築事業	御前崎中	改築 1,138 m ² 新增築 262 m ²	○	相良町新庄	御前崎町相良町学校組合	H19	398	文部科学省
F 4	義務教育施設 相良町 屋内運動場 新增改築事業	①萩間小 ②相良小 ③地頭方小	改築 771 m ² 新增築 123 m ² 改築 1,161 m ² 新增築 54 m ² 改築 919 m ²	○	相良町黒子 波津 地頭方	相良町	H20 H21 H22	247 334 254	文部科学省
F 5	義務教育施設 榛原郡相良町外 1ヶ町小笠郡菊川町学校組合 屋内運動場 新增改築事業	牧之原中	改築 1,016 m ² 新增築 130 m ²	○	相良町東萩間	榛原郡相良町外1ヶ町小笠郡菊川町学校組合	H16	318	文部科学省
F 6	義務教育施設 小笠町 屋内運動場 新增改築事業	①岳洋中 ②小笠北小 ③小笠東小 ④小笠南小	改築 744 m ² 新增築 594 m ² 改築 732 m ² 新增築 387 m ² 改築 650 m ² 新增築 469 m ² 改築 610 m ² 新增築 484 m ²	○	小笠町下平川 嶺田 川上 高橋	小笠町	H17 H18 H19 H20	268 224 224 219	文部科学省

F 7	義務教育施設 相良町 耐震補強事業	相良中 校舎 660 m ²	○	相良町相良	相良町	H17	40	文部科学省
F 8	義務教育施設 榛原郡相良町外 1ヶ町小笠郡菊川町学校組合 耐震補強事業	牧之原中 校舎 2,453 m ²	○	相良町東萩間	榛原郡相良町外1ヶ町 小笠郡菊川町学校組合	H22	235	文部科学省
F 9	義務教育施設 御前崎町 格技場 改築事業	御前崎中 改築 400 m ²		相良町新庄	御前崎町相良町学校組合	H19	110	文部科学省
F 10	義務教育施設 大東町 格技場 新築事業	①城東中 新築 1,000 m ² ②大浜中 新築 1,000 m ²		大東町土方 大東町大坂	大東町	H17 H18	300 300	文部科学省
F 11	義務教育施設 相良町 プール 改築事業	①菅山小 水面積 425 m ² ②相良中 水面積 425 m ² ③地頭方小 水面積 425 m ²		相良町西山寺 相良町相良 相良町地頭方	相良町	H17 H18 H19	167 167 167	文部科学省
F 12	義務教育施設 大東町 プール 新築事業	土方小 水面積 525 m ²		大東町土方	大東町	H15	275	文部科学省